

平成27年7月6日
山形労働局

村山労働基準監督署における個人情報漏えい事案について

山形労働局長（局長 森田啓司）は、村山労働基準監督署（以下「村山署」という。）における文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

村山署において、A団体に送付すべき文書の一部を、誤ってB団体に送付し、また、B団体に送付すべき文書の一部を、誤ってA団体に送付するという誤送付が発生した。

※ 誤って送付した文書には、個人の氏名等が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成27年6月23日（火）、村山署の担当者が、A団体及びB団体あて文書を作成し、それぞれ送付した。
- (2) 同月24日（水）、A団体から、B団体に送付すべき文書の一部がA団体に送付されているのではないかとの照会あり、村山署で確認したところ、A団体に送付すべき文書の一部がB団体に送付され、B団体に送付すべき文書の一部がA団体に送付されている事実が判明した。
- (3) 同月25日（木）、署長及び監督課長がA団体及びB団体を訪問し、経過の説明及び謝罪を行い、文書を回収し、両団体より了承を得た。
なお、B団体からの文書の回収は、都合により同月26日（金）に行った。

3 発生原因

本件は、文書の送付に当たり、封入・封緘時の複数人による確認が為されなかった

ことが原因である。

4 再発防止策

(1) 村山署においては、平成27年6月25日(木)、署長が非常勤職員を含む全職員に対して、本事案の経過を説明し、文書を送付する場合、複数人での確認を含め同封する書類の一枚一枚について内容に齟齬がないか確認を行うなど基本動作の徹底について指示するとともに、個人情報の適切な管理・取扱いを徹底するよう指示した。

(2) 山形労働局においては、同月25日(木)、労働基準部長から管下労働基準監督署に対し、文書を送付する場合、複数人での確認を含め書類の一枚一枚について内容に齟齬がないか確認を徹底するよう再度指示した。

また、個人情報の適切な管理と再発防止について、文書により指示するとともに、労働基準部長及び監督課長が全労働基準監督署を直接訪問し指導することとしている。

(担当)

山形労働局労働基準部監督課

監督課長 石澤敏昭

電話 023-624-8222